

自動車の運転に関しては道路交通法にて年齢などに関わらず運転に必要な能力が保たれていることが求められおり、道路交通法も年々改正されています。当院では、仕事や生活のために自動車の運転が必要な方を対象に自動車運転再開のための支援を行っております。

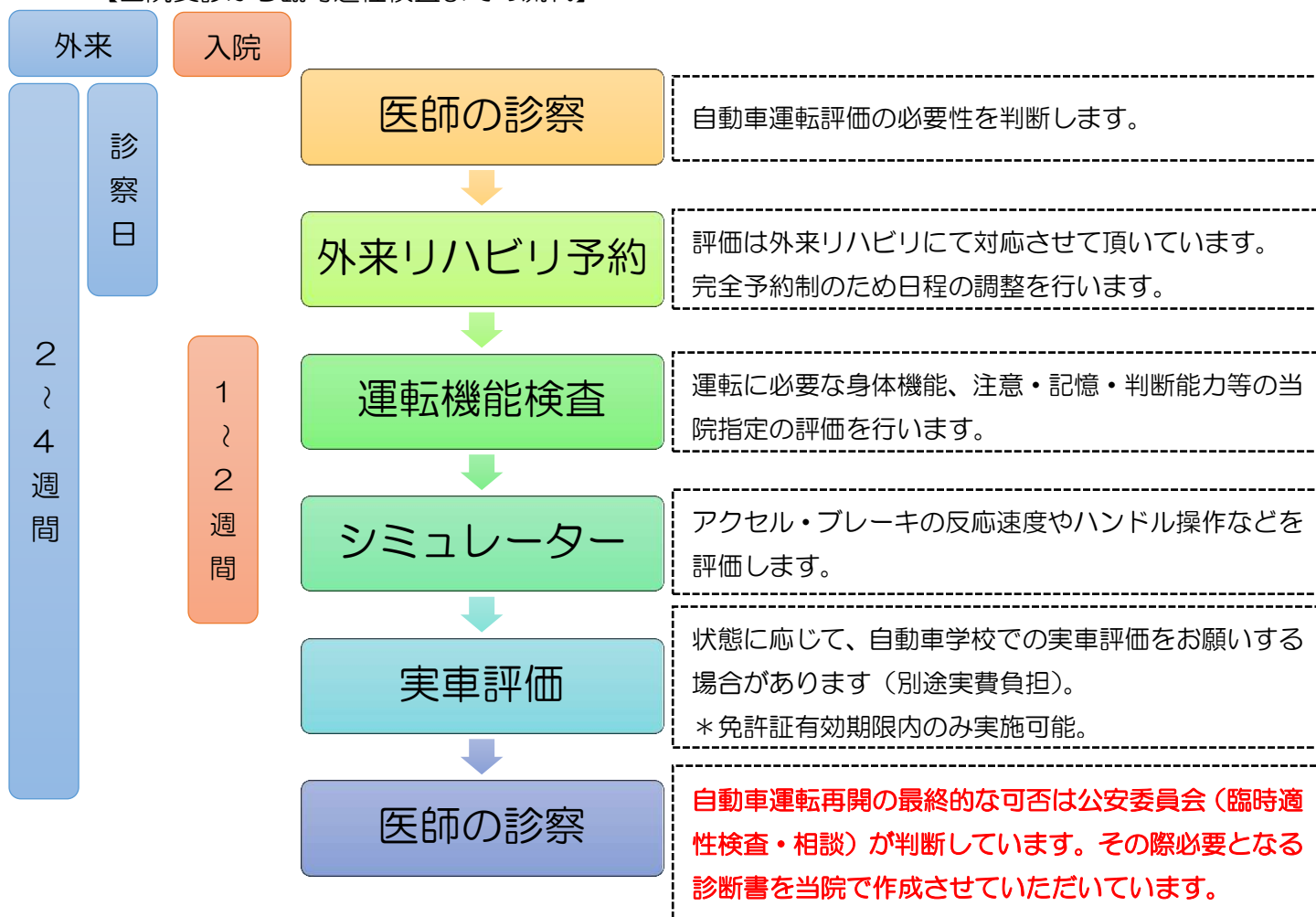
【当院における対象者】

- ・脳梗塞や脳出血等の脳血管疾患を起こした後に運転再開のご希望がある方
- ・高齢で認知症の可能性がある方 など医師が評価を必要と判断した方

【評価希望時にご持参頂くもの】

- ・情報提供書
 - * 高次脳機能障害やてんかん発作の有無の記載をお願い致します。
 - * 開頭術や VP シヤント術後の方は執刀医の自動車運転再開に関する見解も合わせてご記入下さい。
- ・介護保険証（お持ちの方のみ）
- ・リハビリ添書及び神経心理学検査の結果
 - * 自動車運転再開に向けて現状で支障となる可能性があるものがあれば記載をお願いします。

【当院受診から臨時適性検査までの流れ】



【患者様・ご家族へ事前に説明して頂きたい内容】

- ◇ 外来での評価の場合、初回の診察を含めて5回以上（評価は1回につき40～60分程度）の来院が必要となります。
- ◇ 自動車シミュレーターのみでの評価はいかなる場合にもお断りさせていただいております。
- ◇ 前院にて指摘されなかった高次脳機能障害が判明し、自動車運転の再開までに外来リハビリが必要となる場合や再開が難しいと判断される場合があります。
- ◇ 半盲等の視野障害のある場合は、当院指定の評価以外に眼科医の診察が必要となる場合があります。
- ◇ 運転機能検査及びシミュレーターはセラピストのリハビリテーション評価の一環として行うため医療保険にて対応させていただきます。
- ◇ 臨時適性検査の予約や警察署などへの診断書の受け取りに関しては患者様・ご家族様で行っていただいております。予約方法や診断書の受け取り方法は当院受診時にご説明致します。

【注意事項】

- ◇ 脳血管疾患等の発症後に一度でもてんかん発作を起こした場合には現在の能力に関わらず、一定期間の免許取り消し処分となります。てんかん発作の既往がある場合は当院かかりつけ患者様以外の診断書作成はお断りしておりますので、てんかん発作を診断された医療機関での診断書の作成依頼をお願い致します。
- ◇ 開頭術やVPシャント術後の方は自動車運転再開に関して執刀医の見解が異なる場合があるため、事前に執刀医に見解の確認を行って頂き、情報提供書への記載をお願い致します。

【当院相談時に必要な情報】

当院へ自動車運転評価に関するご相談を頂く場合、下記の情報を確認させて頂く場合があります。

- ・疾患名、手術の有無
- ・てんかん発作の既往の有無
- ・免許証の有効期限
- ・介護保険の有無

【問い合わせ先】

医療法人博愛会 穎田病院

〒820-1114 福岡県飯塚市口原 1061-1

TEL 09496-2-2250 FAX 09496-2-0730

*入院での対応が必要な方の場合：ソーシャルワーカー 木下

*入院以外での対応が必要な方の場合：リハビリテーション部 OT 樋口／松岡・PT 林田